

## 第9回福岡県子ども・子育て会議 会議録

1 日 時 平成29年8月18日(金)14:00～16:00

2 場 所 福岡県吉塚合同庁舎 401会議室

3 出席者 14名

麻生順子委員(福岡県私立幼稚園PTA連合会)

稲光毅委員(福岡県医師会)

井上滋子委員(福岡県弁護士会)

井上利一委員(福岡県町村会)

大谷清美委員(NPO法人チャイルドケアセンター)

小津智一委員(NPO法人ファザ・リンク・ジャパン九州)

尾上正史委員(福岡県私立幼稚園振興協会)

古森直子委員(宮若市認定こども園さくら幼稚園)

田中彩委員(NPO法人ママワーク研究所)

中芝督人委員(福岡県商工会議所連合会)

菱谷信子会長(精華女子短期大学)

松崎剛委員(福岡県児童養護施設協議会)

武藤好美委員(福岡県保育協会)

吉岡美保委員(福岡県学童保育連絡協議会)

(50音順)

### 4 議事

#### (1) ふくおか子ども・子育て応援総合プランの平成28年度実施状況について

##### ① 事務局説明

##### ② 質疑・意見交換

##### 【委員】

保育協会ですが、待機児童が増えていることに関しては保育士不足もありますが、多くの保育所も一定の施設改善をかなりやってきました。特に大野城市や太宰府市、春日市とかも増築しようにも土地がないという問題もあって、ハード面でもソフト面でも進んでいないところもあります。

6月に出された国の新プランによる基準、また受け皿を増やすということですが、どうやって保育士を確保しようとしているかが全く、私は全国の保育協議会の協議員と専門委員もやっていますが、見えてこない。この間いろんなプランが立てられて対策をしているのですが、人口が減少し、全ての分野において人材不足になってきている中で、保育士だけをどうやって増やそうとしているのかというのが見えてこない。保育士就職支援センターを開設し、17名の就職のあっせんができた。年度を通して17名しか受け皿を持っていないのに、県はあと948人の待機児童をどうやって減らすのか。ここに必要な保育士数は、どれくらい想定していて、県は31年度までにゼロにするという目標を立てていますが、具体的に、どの地域が今一番大変で、それに対してどのような施策、定員枠の増設や職員確保をどうしているのか。今までのやり方で遂行しても難しいと思っていますが、その辺はいかがですか。

##### 【事務局】

待機児童を具体的にどう解消していくのか。国は29年度末をもって待機児童を解消すると、待機児童解消加速化プランというものをやってきましたが、まず女性

の就業率が非常に高まっている。それと保育の要件緩和があり、そのニーズの高まりに応じ切れていない。まずは施設をつくろうと、やっていますが、都市圏では、今、委員が具体的に大野城市や太宰府市等を挙げていましたが、確かにその辺では土地が見つからないということと、保育士の不足という2つの課題を抱えています。

国は、小規模保育事業を27年度から本格的に打ち出しており、19人以下の小さな、園庭を持たずにマンションとかで行うという施設を展開しています。これによって、福岡市など改善されています。

我々も市町村に行って、まず自治体のやる気が必要なので、小規模保育事業のメリット等を説明して、その促進に努めているところです。

保育士の不足については、試算として、県が今年度新たに定数増をする計画が1,600ぐらいあります。その年齢層に保育士の配置基準を掛けていくと、県所管分で300ぐらい新たに増やさないといけないという、数字を出しています。

それをどう確保していくかですが、今、厳しい指摘があった保育士就職支援センター、25年7月からやっていますが、当初50人近く実績があったのですが、潜在保育士の掘り起こしがうまくいかないということで、新たに今年度、潜在保育士の方々に、保育士登録情報を使って個人情報審議会の了解を得て、調査票を送っています。保育士資格を持っている方に現在どういう状況か、保育士資格を持ちながら、他の職種についている方、働いていない方、こういう方々に情報提供のための住所と連絡先の提供を求めています。これが今まとまっているところで、一定の数を確保しているところです。これに対して、就職支援センターから情報提供したり、求職登録を呼びかけたりすることで、求職者が増え、県保育協会を通じて保育所に提示し、マッチングして、再就職に結びつけていきます。

調査の結果では、相当数の方が働いていいと答えていることがわかっていますので、この方々の掘り起こし、保育所への紹介、就職を推進していきたいと思っています。

#### 【委員】

再就職支援も必要なことと思いますが、人材育成という観点が一番必要だと思っています。30、40代で、ある程度家庭も子育てもしている方の実力は評価しますが、10年後となったとき、次の世代を育てておかないともたない。私は久留米の会長なので久留米の話になりますが、大学、短大の養成校と意見交換会をずっとやっています。養成側と雇用側のどこにミスマッチがあって、離職率が高くなるのかを今、調べています。今年は各保育所に現存する保育士の卒業校を、アンケートで出してもらい、どこの大学、短大の定着率がいいかを出してもらいました。それを養成校側にもデータを渡しました。

5年未満の離職率が30%を超えたのです。3人に1人がやめていくという。これ

は他の業種でも一緒ですが、離職を防止するのではなく、定着率を高める取り組みとして、今協会としてやっているのは養成校との意見交換会と、保育協会としての就職説明会と、1週間を保育所見学会ウィークという形で、保育所を回る。給料、処遇改善だけが労働の目的じゃないとされていて、そこで働きたい、こんな保育が、仕事がしたいと学生に思ってもらわなかったら、定着率は増えないのです。あそこの方が給料が高い、あそこの方が休みが多いと、そんな価値観で職場についてもらっても困ると言っているのです。

働き甲斐と働きやすさをきちんと見てもらって、現場主義で考えてもらいたいと、保育協会は一般企業と違って宣伝とかPRが下手なのです。させてもらえなかったというのがありますが、宣伝、広報を国が認めたのは10年前からで、それまでは保育所は宣伝してはいけないと。だからリサーチもしなければアピールもしないと、それが当たり前で、自分たちの商品価値をアピールするということがわかっていない。そこで説明会と見学会を企画して、今年からやっているのです。

新たな人材育成という観点で見ないと、どの分野もそうですが、確実に全ての業種が人材不足に陥りますので、医師も看護師も介護士も、人に携わる職業をする人たちが不足してきますので、みんなで福祉とか医療とか教育に関心を持っている学生をどうやって養成、育成していくのかという観点が必要とお尋ねしました。

#### 【事務局】

今年度から、保育士修学資金貸付制度を開始しました。これは、保育士養成校の在學生に修学資金を貸し付けるということで、月額5万円、入学準備金20万円、就職準備金20万円、2年間ということで合計160万円を貸与します。5年間、県内で保育業務に従事すれば、返済が免除になる制度を開始しています。今のところ100名を超える方々から申し込みがあり、順次貸付決定しているところです。

それから、離職防止のための研修を、県保育協会に委託して実施しています。まずは、その経営者の方々の意識改善というか、良好な職場環境のための助言を行いますし、経営コンサルタントが直接保育所に出向いて助言する事業も持っています。新人の方々に対しても研修をして、離職防止に努めています。

#### 【委員】

保育士修学資金貸付制度は幼稚園で預かり保育をやっているところに就業してもこの制度は使えるという確認をしたいと思います。

そこを知らないために、養成校の先生方が、「あなたはこの制度を使っている以上、保育所に勤務しないと有効にならない」という誤解を現場で生じているようです。

それと要望ですが、今100人ぐらい対象の学生を貸付決定すると。せいぜい養

成校当たり数名程度というのは、ちょっと話にならないと思うので、先ほどから人材確保というのは、施設整備と同様に必要条件であることは間違いないと思っています。これは財政部局との話しになるかと思いますが、100名程度の人数では寂しいのかなど。これが増えていくように努力していただければと思っています。

**【委員】**

保育士修学資金は昨年ぐらいから各県で始まって、介護の方は結構早くから修学資金があっている状況ですので、できたら拡大してもらえればと思っています。

**【委員】**

17番の放課後児童クラブについてです。放課後児童クラブは報告にあったとおり、どんどん増えています。小学校の児童数は地域によっては減少傾向にあったり、増えていたりするのですが、それに関係なく、働きながら子育てをしている利用者数は、どんどん増えています。これからも、この目標数を超えた学童保育が必要ではないかと思っています。

国は新設が難しい市町において、空き教室を利用しながら学童保育を増やしていくようにとのことですが、空き教室そのものが、児童数が増えている小学校にはありませんし、児童数が減っている小学校に関しても、少人数クラスや発達支援の必要な子供たちへのクラスなどに活用していて、学童保育として小学校の空き教室を活用するにしても、まだまだ専用施設となり得ていない、名ばかりの学童保育というところがたくさんあるのです。

そういうところに関して、県からも働きかけをしてもらいながら、空き教室を活用する場合は、ぜひ専用施設となる方向で働きかけてもらいたいと思います。新設するにも実際は難しい市町が多い。税金の関係、子育て支援への予算の配分、補助金の配分においても、学童保育まで手が回らない市町になると、学童保育が大規模化していても分割できない、子どもたちがぎゅうぎゅう詰めの中で生活しているという実態がありますので、そういう市町に対して今後、すぐにはできないと思いますが、長い目で市町への働きかけをお願いしたいと思っています。

それと放課後児童支援員の不足がかなり出ています。認定資格を取得することで、国は質の向上を求めた基準を設けながら、今学童保育の支援員は放課後児童支援員という名の資格を取得しているのですが、県内においても、国に対し、取得基準の緩和を求めている市町が出ているのです。なぜかという、高校を卒業せずに放課後児童支援員として働いている方々が資格を取れない要件になっているのです。放課後児童支援員の不足が言われていて、市町の言っている緩和理由もわからないではないですが、私がかかわっている放課後児童クラブの関係から言うと、質の低下をととても心配しているところがあり、放課後児童支援員の資格基準を緩和することのないよう働きかけてもらいたいと思っています。

### 【事務局】

放課後児童クラブについては、委員ご指摘のとおり、利用児童数がどんどん伸びている状況で、待機児童も発生している現状になっています。県としては、市町村事業ですので市町村に対し、新たな創設が可能なところは創設してもらおうようお願いしたり、空き教室を利用した放課後児童クラブも有効な手段ですので、余裕教室の改修をする設置促進事業という補助金もありますので、そういった事業を市町村に紹介したりしながら、待機児童の解消に向けて働きかけを行っているところです。

利用児童数も、毎年調査をしていて、伸びている状況ですので、計画の人数なども、今市町村で見直しをして、新たな計画を県全体でつくっていきこうと動いているところです。

支援員の質の件に関しては、確かに実際に今働いている支援員で、今度新たに設定された資格を取ろうとした場合に取れないという状況が出ており、数の確保の面で基準の緩和という話も出ていていると聞いています。県としては、一定の質の確保は最低限守っていかないといけないと思っていますので、こういった形で進めていけばいいか、国との協議や働きかけを放課後児童クラブの支援員の皆さんとも意見交換しながら進めていきたいと思っています。

### 【事務局】

先ほど委員から確認をされた件です。お尋ねは、保育士修学資金貸付制度で貸付を受けた学生が保育士資格を取得して5年間保育業務に従事すれば全額返済免除になりますが、従事先要件として、保育所しかないと誤解されているのではないかというものだったと思います。

委員が言われたように幼稚園であれば預かり保育を常時実施している施設、認定こども園に確実に移行予定を持っている施設も対象となります。

それと貸付枠についてです。今年度から始めまして、1年当たり176人の貸付枠を設けています。私が調べた範囲では、都道府県の中では多い部類だと承知しています。

介護士など類似の制度では貸し付け実績に応じて枠を設定していますが、今回は実績がないため、入学人員をもとに設定をし、各養成校にお願いをしたところです。その結果、枠を使用されない学校もありましたので、また集約して希望者に呼びかけ、枠の消化を図っており、最終的には予算枠に近づくように頑張っているところです。

### 【委員】

私も養成校ですので、修学資金貸付で、学生たちが喜んで、この枠じゃ足りないとなるかなと思ったら、もらった枠に満たないのですね。県から追加枠という文書

ももらったのですが、貸付という名称で、親が借りたら返さないといけないと思ったり、初めての制度なので、十分に学生たちに認知されていなかったり、他県から来ている学生で、そこに戻るなら他県の制度を使うことになるなど、なかなか難しいところもあったと思います。ただ全体の学生からするとごく一部で、優秀な学生に限られるところはあるので、もう少し、今保育士確保と言うなら、なりたいのだったら借りることができるようにしていただけたらと思っています。ちょっと頑張れば返せると話をしていますが、やはり優秀な学生じゃないと、5年間働けるかとか、地元に戻らないといけないのではないかという、返すことが先になって、難しいところもあります。その辺は、先ほど久留米でも養成校との意見交換会をやっているとのことで、その周知をしていかないといけないかなと思います。教員が全員理解して、「これいいから使いなさい」とはなっていない事情がありますので。

**【事務局】**

初年度でもできるだけ多くの学生に活用してほしいと思っているのですが、これから活用した学生が実績として増えていけば、もっと広まっていくのだろうと思っています。

注意して周知、広報に努めたいと思います。

**【委員】**

高校にも当然周知をされているのでしょうか。

**【事務局】**

制度を創設した3月に、全ての高校に周知をしています。再度、今年度に周知をしたいと思います。今回は初年度ということで高校生に対して事前周知を行う機会がありませんでした。今年度は来年度以降に進学する高校生のみなさんに制度の周知ができる状態にありますので、再度周知をしたいと思っています。

**【委員】**

初年度ですので、高校の教員も何か間違っただけで捉えていて、例えば今、福岡の養成校に来ているが、宮崎に帰って働けば、宮崎の修学資金を借りられるのですが、どうも宮崎の養成校に行かないと借りられないと勘違いしている高校も多くて、文書は行っていると思いますが、現場の教員にきちんと伝わっていないのが初年度の状況かなと思いましたので、周知をよろしくお願いします。

**【委員】**

先ほど吉岡委員から話があった学童保育の件ですが、利用者数が増えている状況の中で、支援員の数が少ないため、余裕教室があっても分所ができない状況があります。部屋が増えれば必要な支援員の数も増え、分所ができたとしても支援員の数が足りていない状況もあります。

そこで、20番のふくおか子育てマイスターの件ですが、数字はかなりいいですが、実際に認定を受けた方がどういう場所で活躍しているのかが、すごく見えにくい状況にあるのかなと思います。学童の現場もこういう年代の方の活躍の場はたくさんありますので、「活動の場を拡大し」と資料にあります。ファミリーサポートセンターもしかり、学童保育の現場もしかり、子育て広場にしても、こういう年代の方を求めており、現在どういった場所で、何人ぐらいの方が活躍しているのかを少し見えるようにしてほしいと思います。

#### 【事務局】

マイスターの活動状況について、毎年度、個人宛てに調査をしており、直近では、平成29年3月末現在というものがあります。

全体で1,293人を認定しましたが、活動している又は活動したことがある方は635人、活動していない方が512人、回答がなかった方が146人で、55.4%の方が何らかの活動をしている、またはしたことがあることになります。

その635人の内訳ですが、保育所が122人、幼稚園が3人、放課後児童クラブが103人、ファミリーサポートセンターが91人、そして、ボランティア活動、これはさまざまなものになりますが414人、主なところではそうになっています。

#### 【委員】

いろんな方がそういう活動をしているのだなと数字は分かりましたが、まだ活動していない方もたくさんいるようなので、そういう方にも活動する場があること、学童だったり支援センターだったりという案内を改めて働きかけてもらえればということをお願いします。

#### 【事務局】

一昨年度、マイスターの活動事例集をつくっています。保育所とか放課後児童クラブとかに案内をして、こういうふうにマイスターが働いていると、現場で働いている方々の声も伝えながら、子育てマイスターという制度を周知するとともに、マイスターの方々にも、働く場としてこういうものがあると。フォローアップ研修を活用して、双方に対して情報提供を努めています。

#### 【委員】

ふくおか子育てマイスター、すごく目覚ましい数字で、登録者の方が増えているということですが、大変期待をしています。

私どもは、再就職したい女性たちの支援をしている立場から言うと、各地で子育て中の女性が子どもを身近なところで預けて学ぶ場があれば、もっと後押しができてと思っています。そういう企画をするとき、これまでマイスターに連絡をとりたいて思って電話をします。そうすると、各地にリーダーがいるので、直接話してくださいと。リーダーに電話がなかなか通じないとか、希望している別室での託児はできな

いとか、人数を持っていても、なかなかコーディネートしてもらえない。実行できていないことが、もう2年ぐらい続いています。もし今後、進めていくとすると、メンバーは増えているので、ぜひコーディネーター機能をしてもらえれば非常に助かると思います。

もう1つは、6番の子育て女性就職支援センターで、数字が伸びているのは非常に素晴らしいと思っていますが、この再就職決定者の統計情報は、今どういったものをとっていますか。

子育て女性といっても、個々人で違いがあり、中学生の子どもを持つ方まで子育て女性に入ってくるわけです。中学生を持つ方と、ゼロ歳児を持つ方では悩みが大きく違います。あるいは、就職に求めるものも個々人で違っていて、再就職をした方と、これからしようという方は、情報交換がなかなかできない状況です。ですので、ぜひこの再就職を決めた方を多数輩出しているなら、何歳ぐらいからの訪問で決まったとか、平均的な就職活動の期間、子どもが2歳の場合の再就職先、あるいは時給は幾らぐらいとか、何時間勤務とか、通勤時間は何分以内で始めた方が多いとか、そういったデータがあるとまだ踏み出せない女性に対して、こういう先輩たちがいますよと、私どももアドバイスがしやすいと思っていますので、ぜひ今後そういった体制をとってほしいと思っています。

加えて、私が感じていることですが、子育て中は時間制約がありますので、この5時間の中で働ける仕事を求める方が多いです。ですが、その前の職を見てみると、正社員でしっかり総合職をやっていた方が非常に多いのです。そういった方が、やはり近くの限定の時間だと、キャリアを生かせない仕事しかなく、再就職しないケースも見受けられます。

今後は、もとのキャリアをしっかり生かせるようなロールモデルをしっかり発信していく。労働力不足と言われていますが、能力のある方がしっかり仕事で、子育てにも力を発揮するように持っていきたいという未来予測を立てていますので、今後の施策を考えるときに検討してもらえればと思っています。

私どもの活動の中でも、短時間のパートで採用されても、成長期の企業に入った場合は、半年後にインタビューしたら、短時間正社員になっていたり、あるいは在宅ですが事務局長をやっていたりという人材たちも出てきていて、そういったものを発信しています。2,000名の方がいるということで、その中から成功事例についても発信してもらえればと思います

#### **【事務局】**

県では、県内4か所に子育て女性就職支援センターを設けており、子育て中の女性に対して、就職相談から求職情報、保育情報の提供、求人開拓から就職あっせんまできめ細かな支援を行っています。

その中で、どういった年齢の方が多いかについては、それぞれのセンターで個



人の相談をまず受けており、その中から現在、就業可能かどうか聞き取りながら、求人開拓から就職あっせんについては、民間の職業紹介事業所に委託しており、その中でマッチングをしています。

就職者数等については、各センターで把握していますが、具体的な分析までは、データとして持っていませんので、今後、どういう形でデータの集積ができるか研究していきたいと思っています。

#### 【事務局】

マイスターの実際の仕事のコーディネートのやり方については、詳細を把握をしておらず、まず実態を把握したいと思います。マイスターの認定研修やフォローアップ研修をしています。あとの活動は原則自主的にやっていたり、各市町村のシルバー人材センターに登録してもらって仕事をしたりしています。希望するマイスターの情報提供もしていますが、もう少し詳しく実態を調べて、どういうことができるのか検討したいと思います。

#### 【委員】

医師会からです。19番の病児保育の拡大についてです。

施設に関しては、増えているというデータを出してもらいましたが、保育所が不足しているように病児保育も足りないというか、ニーズが高まっていることに関して理解してもらえと思っています。病児保育と一まとめになっていますが、これは病児保育と病後児保育と、施設の分類としては2つあって、病児保育は、今熱がある子どもを預かることができる、病後児保育というのは、症状が落ちついて、もう熱はないが、まだ保育所には行けないという子どもを預かるのが病後児保育、簡単に言えばそう理解してもらえればと思います。

具体的な数値は把握していませんが、92か所の中に病児保育施設、病後児保育施設の両方があり、県全体で60市町村ありますので、1市町村に1施設か2施設、市町村によってはもっとあるので、病児保育施設がない市町村もあります。

どうして病児保育施設、病後児保育施設と二つに分かれるかというと、一般的に医療機関がつくった場合には、医師とか看護師とか、医療とのアクセスがいいので病児保育ができるのですが、保育所が施設をつくった場合は、医療とのアクセスに距離があって、病後児保育になってしまうことが調べてわかりました。

私たち医師会の協力も必要かもしれませんが、実施主体は市町村ですので、市町村としっかりと話し合い、連携しながら、できるだけ病児保育施設を増やしていければということと、市町村事業ですから市町村の枠を越えて預けることは基本的にできないところが多い。市町村によっては、病児保育施設は、複数の市町村と契約するところもありますが、基本的に病児保育施設はその市町村の子どもを預

かる制度になっていますので、実際に市町村に1つか2つしかない施設ですから、市町村の枠を越えて預かる調整ができればいいと考えています。もちろん医師会としても協力したいと思いますが、県もそういう形で施設に対して進めてもらえればと思います。

もう1点、30番の放課後デイサービス、いわゆる障害で学童に行かないような子どもたちが、学校が終わった後にそこに行って訓練を受けるなり、時間を過ごすという制度ですが、非常に幅が広く、情緒の問題がある子どももいるし、肢体不自由など、いろんな子どもたちがいる中で、それぞれの施設が多分特徴を持って対応していると思うのですが、ただ、実際その施設がどういう特徴があるか、外から見てわかりにくい、系統立って把握されていないのではないかと思います。

幼稚園なら幼稚園協会が、保育所なら保育協会がありますが、放課後デイサービスに関してはそういうのがないですね。そういう状況の中で、放課後デイサービスの方が、医療機関にやってきても、私たちとしてはそこを勧めていいのかよくわからない。放課後デイサービスの質的な管理はどうなっているのか、把握されているのかを教えてください。

#### 【事務局】

昨年度で病児保育が53施設、病後児は17施設と報告を受けています。病児保育をやっている市町が49、県内60市町村あります。

それから、市町村間で共同実施しているところもありますが、全く持っていないところについても、実際は他の市町村の利用受け入れを行っているところが多いようです。利用料を高目に設定して、提供していると聞いています。

ただ、市町村事業ですので、その住民の方が優先されますので、インフルエンザの時期など、なかなか他の市町村で提供するのが難しい状況にあります。

#### 【事務局】

放課後等デイサービスですが、この場に担当の障がい福祉課が出席していません。施設情報の提供について、委員が言われたことを担当課に伝え、別途説明したいと思います。

#### 【委員】

先ほどの病児・病後児保育の関係ですが、受けてもらう医師がいないのが現実なのです。私の町でも医師会に相談しても、受けてもらえない。では私の住む町の隣は飯塚市で、医師会も大きいわけですが、飯塚市で受けている医師が何人かいるのですが、そこも反応が悪いというか、喜んで受け入れる状況ではないのです。私は詳しくないですが、何か制度的問題があるのではという気がしています。現実問題として小さい市町村の中で賄えと言われても、非常に難しい現実があると思います。

もう1点ですが、放課後児童クラブの関係ですが、最近は長い時間滞在するときに、高学年になるほど学力をつけてほしいという保護者の希望が多いのですね。学力をつけてほしいというときに、学校、教育委員会との関係、その辺について、県の青少年育成課とか、教育委員会とか、放課後児童クラブのあり方として、議論がされているのかお尋ねします。

#### 【事務局】

病児保育のことについてです。実際、その市町の中で病児保育施設を設けられない場合、他の市町村と共同で実施するところが何か所かあります。施設としては別の市町において、共同実施で、割合負担、お金を出し合って、互いに利用できるようにしているので、飯塚市でそういった話し合いができるのであれば、共同実施を検討できないかと思います。

病院ですが、なかなか受けてもらえない、病院でなくても、保育所でなかなか病後児保育をやれないというのは、実際に来た子どもの数によって事業収入が決まります。季節によっては、全然利用がないこともあり、配置すべき看護師の数は病気の子どもがいないときも配置しますので、実際かかる金額と補助金に差が出てくることがあります。ボランティア的にやってもらっているところが現状ですので、なかなかその辺が受けてもらえない要因になっています。

国には運営が順調にできる形で、補助金のシステムを変えてほしいと要望を出しています。

#### 【事務局】

放課後児童クラブの学習支援のあり方についてです。放課後児童クラブでは、長い時間子どもが過ごしていて、宿題など支援員たちの指導でやっていると認識していますが、放課後児童クラブは生活の場を子どもたちに与えるという使命がありますので、学習自体をしっかりやるのは難しい状況です。

県としては、放課後児童クラブの子どもだけでなく、放課後児童クラブに行っていない子どもも含めた全児童に対して、放課後の居場所づくりという活動を進めたいと考えていて、その中で放課後の学習支援を大きな活動の一つとして考えています。教育委員会と連携して、教育委員会が学校ごとに進める学習支援を含めた居場所づくり、そこに放課後児童クラブの子どもも参加するという形で県として進めていこうと考えています。

#### 【委員】

まず質問ですが、資料の別紙1と別紙2の違いは、目標数値があるかないかの違いですか。我々は父親の支援、今は男女ともに子育てする時代ということで、男性の働き方の支援、改善をやっている団体ですが、そういった意味で別紙2にそういった働き方についての進捗状況がなかったので寂しいと思いました。

そうしたら、別紙1の5ページ、「仕事と生活との調和の推進」の4番に「イクボスの養成」と書いてありますが、実際企業向けにイクボスの推奨をして、その企業がどう変わったか、その後の推移状況を追いかけているか、もしあれば教えてください。

#### 【事務局】

イクボス養成講座については、実施するときに会社の実情を聞きながら、どういう講師、どういう内容にするかよく打ち合わせをしていますが、その後の状況がどう改善されたかという報告までは求めていません。再度、依頼するときに、こう変わったという話を担当者は聞いているようですが、今後どういう成果になっているかを見きわめるために、ちょっと工夫が要ると思っています。

#### 【委員】

資料の5ページのきめ細やかな対応が必要な子どもへの支援で、貧困児とか虐待児に関して改善状況というのは、どうなっていますか。県において、全国的に問題になっている虐待児、貧困児など、どういう実態なのか教えていただきたい。

それと保育所で見ていると、虐待児でDVを母親が受けているとか、そこに障がいがあるとかで、その1つの世帯でたくさんの支援を受けているのですね。担当課がばらばらなので、情報の共有ができていなくて、それぞれの課で違う支援をやって、最後には母親が切羽詰って保育所に来て、「先生、あそこに行ったらこう言われ、ここに行ったらああ言われた」という感じで。やはり支援のあり方をその都度見直すべきということで、久留米市は10月から包括親子支援センターを立ち上げ、総合窓口、ワンストップという形で情報の共有化をしながら総合的な支援をやっていく。それは医療と一緒に、現場ではいろんな部署があって、検査をして、全てのデータを1か所にもち寄って、ケース会議をして治療方針を決めるので、福祉とか教育でもそういう形に持っていけないと難しいのではないかと。

障がい、虐待、貧困の支援目標がないのかという意味で、実際、今どれぐらい県として貧困児とか虐待児の実態というのをつかんでいるのか教えてください。

#### 【事務局】

児童虐待の相談件数、プランの81ページに出ている数値ですね。これが今現在で政令市を除く県内で2,300件とかなり増加しています。平成28年度は過去最高です。ただ、これはあくまでも、児童相談所で相談対応した件数で、児童相談所に上がってこずに、市町村で見守り活動をしている児童もいて、被虐待児童が今県内に何人いるかは、把握ができていないところです。

先ほど委員が言われた家庭内で複数の課題が混在するので連携がもっと必要ではという意見ですが、我々も認識しており、久留米市の例を挙げられましたが、市町村単位で関係部署が集まった要保護児童対策地域協議会を持っており、関係部署が集まって、ケース、情報の共有を図っているところです。

施策がどれだけ有機的につながって、効果的にその家庭の支援としてコーディネートされているかについては、具体的な例を把握していませんが、そういった制度、体制は、各市町村で整えています。

#### 【事務局】

久留米市の例で、10月に支援センターという話がありましたが、子育て世代包括支援センターを、努力義務ですが、国は32年度までに全市町村につくってくださいという形になっています。28年度までに県内で8市町村が子育て世代包括支援センターを設置しており、7月に福岡市、10月に久留米市が設置する予定になっています。他にも今年度中に設置予定の市町村、検討している市町村も複数あります。

この子育て世代包括支援センターは、切れ目のない支援ということで、妊娠期から子育て期までワンストップサービス、保健部門と福祉部門が途切れることなく、情報を共有しながら支援していくという形になっています。その中で児童虐待が疑われるとか、発達障害が疑われるとかがあったときに、連携をとりながら、要保護児童対策地域協議会等とも連絡しながら、早目に支援をしていくという形になっています。

市町村の取組みを進めることを、県の役割として考えており、関係部署と連携をとりながら支援しているところです。

#### 【事務局】

貧困の話がありましたが、この総合プランとは別に、保護・援護課が担当ですが、貧困対策の計画を全庁横断的につくって、さまざまな施策を連携しながらやっています。

委員には後で貧困の現状、施策について資料を提供いたします。

#### 【委員】

虐待等での市町村の連携についてです。私は認定こども園を運営していますが、自分の体験から言うと、朝、子どもがあざをつくってきたので、市に連絡して様子を見てもらおうと、児童相談所の管轄だと。それですぐに宗像児童相談所から、来てもらおうと、児相の職員が「これは虐待に入るから、専門の医師のところに連れていきます」と。私は「親には何も言っていません。親からは説明を受けていません」と言いましたが、「これは児童相談所の権限ですから大丈夫」と言って子どもを連れていきました。その後、八幡病院の医師が、児童相談所に保護者を呼びなさいということで、今でも時々面接があっっています。うちの市では虐待に関してシステムができていて、そういうシステムは確かに虐待を防ぐと思います。

そのとき、児童相談所の方が言ったのは、「やはり園長のそこでの決断です」と。「このままで親と対話するのか、それとも市へ連絡するかは、園長がしっかり見きわ

めてください、それが決断です」と言われたときにすごく責任を感じました。やはりそういうシステムがある以上、自分の責任も、園を預かっている以上、重いものがあるという経験をしました。

#### 【委員】

市町村によって、それぞれ取り組み方が違うと思いますが、そういう共有していい情報を、県内市町村に発信してもらいたいと思いました。

#### 【委員】

弁護士会です。里親制度についてです。別紙2の目標達成はできているようですが、虐待相談者も増えているということで、要保護児童もやはり被虐待児の傾向があり、里親委託をもっと増やすべきだという県の方向性も示されていて、ここではパーセンテージでしか示されていませんが、順調に行っていると見た方がいいのか、やはり施設で複数の児童の対応に当たらないと被虐待児は対応が難しいということを知ったりするので、もっと里親を、さらに目標数値を上げていかないとけないのか、そのあたりについて現状などを教えてください。

#### 【事務局】

今の里親委託率が20.7%で、33年度までにこれを22.7%にするという目標を県は掲げていて、現段階では順調に進んでいると捉えています。

ただし、これは、もともと国が社会的養護を必要とする子供へのビジョンを示したときに、3割が里親、3割が施設、残りの3割がグループホームといった形で目標を掲げていたため、今の計画を立てていたのですが、昨日、大きく新聞報道でも出ましたが、里親を大きく増やすように国が方向転換のビジョンを示しました。いわゆる要保護児童、特に被虐待児に関しては、施設で大規模にケアするのではなく、家庭的な環境で支援していくことが必要であり、その目標値が75%という高い数値になっており、我々もそこに向けて今後里親委託というのをどう進めていくべきか、どう県の施策を設計すべきか、今まさに検討しているところです。

里親委託をすると、理想的な形に見えるかもしれませんが、委員が言われたように、子どもは非常に困難な問題を抱えていて、育てにくさとか、そういった面で里親委託も、皆さんが想像するようにうまくいくものではなく、一旦里親委託に出したが、不調に終わって戻ってくるケースも少なくありません。児童相談所ではやはり子どものことを考えて慎重に進めていますので、数字先行で、数字を達成するように里親委託を進めようということは、難しいと思っています。

#### 【委員】

児童養護施設協議会です。関連して1点確認ですが、国が示している数値は未就学児が75%で、学齢児が50%をとりあえず目指すというものだったと思ってい

ます。今言われたように、実際の数値、割合だけでなく、実数としてどうするかというのが大きな問題になると思います。今の分母の中で施設と、里親家庭との割合を変えていくのか、一方で児童虐待の相談件数が増えている、これから在宅支援の制度がしっかり固まるまでは、家庭を離れて生活せざるを得ない子どもの数は増えるのではという話もあるので、その中で全体の分母の割合をどうするかという議論は非常に危険だと思っています。

ただ、施設入所割合が8割、9割と、非常に施設に偏っている、この割合では、子どもの特性に応じた受け皿ができていない部分があるので、そういう意味で里親委託の割合の目標を増やす数値を出すのは有意義だと思います。

そして、その育てづらい、育ちづらい子どもを、家庭で育てるときのバックアップ体制、うまくいかなかったら他の里親とか、施設ではなくて、そうなる前のサポート体制も、我々施設のほうでもやっていかなくてはいけないのかなど、いかんせん、まだ今月の頭に出た提言書で、我々の業界としてもどうこれから取り組んでいくのか、まだ意見集約はできていませんが、そういう役割も今後担っていく必要があるだろうと考えているところです。

あわせて、13番のショートステイ事業の件で教えてもらいたいのですが、この実施施設というのは、いわゆる児童養護施設、社会的養護の施設を想定しているのかが一つと、市町村の担当者向け説明会で、そういった施設の情報提供等を行っている資料に書いてありますが、これは青年収容施設が入っているのかどうか、もし入っていないければ検討してもらえればと思っています。

私の施設は福岡市にあります。糸島市や那珂川町は山を一つ越えたら行けるところで、アクセスしやすいことが一つと、私どもの施設はショートステイの受け入れはほぼ毎日1人、2人いる状態で、昨年度は年間延べ550日ぐらい、これは福岡市内だけですが、あっています。感覚ですが、半分以上は親のレスパイト、親が例えば母子家庭であったり、疾患を抱えていたり、このまま親子で生活をしていくとテンションが高くなりすぎて、場合によっては不適切なかわりをやってしまうかもしれない。私の場合だと区の相談室に行って、しばらくショートステイを使ってみませんかという助言で、私の施設で受けるケースが、ここ数年非常に増えている印象があります。

ショートステイは、子育て支援とあわせて虐待防止でも一定の役割を果たすのではないかと考えていますので、制度だけでも市町村でやっておくべきだろうと思うのですが、場合によっては実施施設までのアクセスが悪く、難しい部分もあるだろうと思うので、実際に、私どもの施設がこれ以上受け入れる余裕があるかどうかは別にして、政令市に近い自治体もあるかもしれませんので、一度検討してもらえればと。

### 【事務局】

このショートステイについては、乳児院なり、児童養護施設等で一時的に保育が困難な状態になった子どもを預かるものです。目標数が施設数ではなくて、実施市町村数になっているように、特徴としては目標を定量化できない、元々、緊急なものになります。私どもの体感としては、市町村から事業実施の補助申請はあるのですが、実績の段階ではかなり落ちてくるもので、なかなか市町村としても事業として安定的に需要見込むのがかなり難しいように感じます。また委員が言われたように、市町村では、なかなかお願いする場所を見つけるのも大変だろうという感じがしています。

### 【委員】

以上で質疑を終わります。

最後に、本日の議事について、委員の方からご意見等はございませんか。

以上をもちまして本日の議事は終了いたします。